

震災救援所ってなんだろう(その1) 町会が一生懸命防災訓練をする理由

「大震災がきたら震災救援所に逃げればいいんだよね。この近くだと杉十と高南の2か所もあるし、蚕糸の森公園は広域避難場所で給水施設もあるみたいだから安心だね。」 おそらく大多数の方は震災救援所についてこのようなイメージをお持ちのことと思います。概要はその通りなのですが、今回は震災救援所の役割や位置付けについてもう少し突っ込んだお勉強をしてみたいと思います。まずはちょっと頭の痛くなる法律から調べてみました。かっこよくいうと「震災救援所の法的根拠」といったところ。

災害対策基本法(概要) 死者・行方不明 5000 人以上を含む多大な被害をもたらした 1959 年 9 月の伊勢湾台風を契機として、総合的かつ計画的な防災行政の確立と推進を図ることを目的として制定された法律(1961 公布)。日本の災害対策に関する基本法であり、**防災行政に関する国と地方公共団体および住民の一般的責務**を宣言したうえで、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策などについて詳細な規定を置いている。まず組織については、防災行政の基本的組織として国に中央防災会議、地方公共団体に地方防災会議を、また非常時の組織として国に非常災害対策本部、地方公共団体に災害対策本部を、それぞれ置くこととしている。阪神大震災が起きた 95 年には、市町村長でも自衛隊の災害派遣が要請できることが盛り込まれた。(世界大百科事典の解説他より)

災害対策基本法のポイント 上の文章を読むと、「住民の一般的責務」という言葉が出てきます。国や自治体は救助活動にまい進してもらおうとして、我々一般住民にもなにか求められているのかな？ 答えは第七条に。

第七条3項 地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

簡単に言うと ①自分でも災害に備え備蓄しなさい ②防災訓練には参加してね ③防災活動も各自工夫して取組みましょう、ということですね。確かに大災害が発生すると、国や自治体はその対応に懸命になってくれますが、災害発生当初はヒッチャカメッチャカ。そこで自分の身は自分で守る、いわゆる「自助」「共助」が**第七条で明確に規定**されているわけです。

また、本法では市町村災害対策本部の設置(第二十三条の二)、避難行動要支援者名簿の作成(第四十九条の十)などの規定も定められています。題名の通り災害対策に関する基本的な法律ですので、町会活動などで防災に関与されている方、防災に興味を持っている方は一度読んでみることをお勧めします。

次号は震災救援所について規定されている「災害救助法」をご紹介します。

